

連帯保証人変更届

年 月 日

大 竹 市 長 様

本人 (主たる債務者)	フリガナ		生年月日
	氏 名	年 月 日 ※本人が自署 (自筆で署名)	
	住 所	〒	
	電話番号	— —	

私の大竹市奨学金貸付に係る連帯保証人を次のとおり変更しますので、大竹市奨学金貸付条例第8条に基づき届け出ます。

旧連帯保証人 氏名		変更理由
新連帯保証人 氏名		

※ 新連帯保証人の「市税納税証明書」及び「印鑑登録証明書」を添付してください。

誓 約 書

年 月 日

大 竹 市 長 様

私は、_____ (主たる債務者氏名) の大竹市奨学金返還債務を連帯保証します。

貸付総額のうち返還残額
(貸付中の方は貸付限度額) _____ 円

新連帯保証人	フリガナ			実印
	氏 名	※新連帯保証人が自署 (自筆で署名)		
	住 所	〒		
	電話番号	— —	本人との 続柄	

※ 返還残額(貸付限度額)を必ず記載してください。記載のないものは受付できません。

※ 返還残額、裏面の記載事項を確認の上、連帯保証人となってください。

【参 考】関係条例等（抜粋）

●大竹市奨学金貸付条例

（奨学金の貸付額）

第3条 奨学金の貸付額は、次の各号に掲げる額とし、貸付総額は予算の範囲内で定める。

- （1） 国公立高等学校在学期間 1 か月 11,000 円以内
- （2） 私立高等学校在学期間 1 か月 22,000 円以内
- （3） 国公立高等専門学校在学期間 1 か月 18,000 円以内
- （4） 私立高等専門学校在学期間 1 か月 28,000 円以内
- （5） 国公立大学（短期大学，大学院を含む。）在学期間 1 か月 28,000 円以内
- （6） 私立大学（短期大学，大学院を含む。）在学期間 1 か月 40,000 円以内
- （7） 国公立専修学校在学期間 1 か月 28,000 円以内
- （8） 私立専修学校在学期間 1 か月 40,000 円以内

2 奨学金には利息を付さない。

（奨学金の貸付期間）

第4条 奨学金の貸付期間は、奨学生が在学する学校の正規の修業期間とする。

（異動等の届出義務）

第8条 奨学生又は奨学生であつた者が、奨学金返還完了前において、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- （1） 休学若しくは退学又は停学その他の処分を受けたとき。
- （2） 転校したとき。
- （3） 奨学金を必要としなくなったとき。
- （4） 氏名又は住所に変更があつたとき。
- （5） 保証人を変更したとき。
- （6） 就職したとき、又は就職先を変更したとき。

（奨学金の返還）

第9条 奨学金は、卒業後（大学に進学したものについては大学卒業後）6 カ月を据え置き、その翌月から 10 年以内に返還しなければならない。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 奨学生が、第7条の規定により奨学金の貸付けを停止されたときは、直ちに返還しなければならない。

（返還の猶予）

第10条 奨学生又は奨学生であつた者が、疾病その他特別の事情のため奨学金の返還が困難なときは、その返還を猶予することができる。

（返還の免除）

第11条 奨学生又は奨学生であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金（既に返還した額を除く。）の全部又は一部の返還を免除することができる。

- （1） 死亡したとき。
- （2） 精神又は身体に著しい障害を生じ、返還できなくなったとき。
- （3） 重大な災禍その他特別の理由によって返還ができなくなったとき。
- （4） 返還義務が生じる年度の当初から償還期限までの期間において、継続して2年以上市内に居住し、引き続き市内に居住するとき。

●大竹市奨学金貸付条例施行規則

（返還の方法）

第9条 奨学金の返還は、月賦、年賦又は半年賦とし期間内に納付しなければならない。ただし、前納を妨げない。

（保証人の資格）

第16条 保証人は、奨学生と連帯して債務を保証する能力のある者でなければならない。